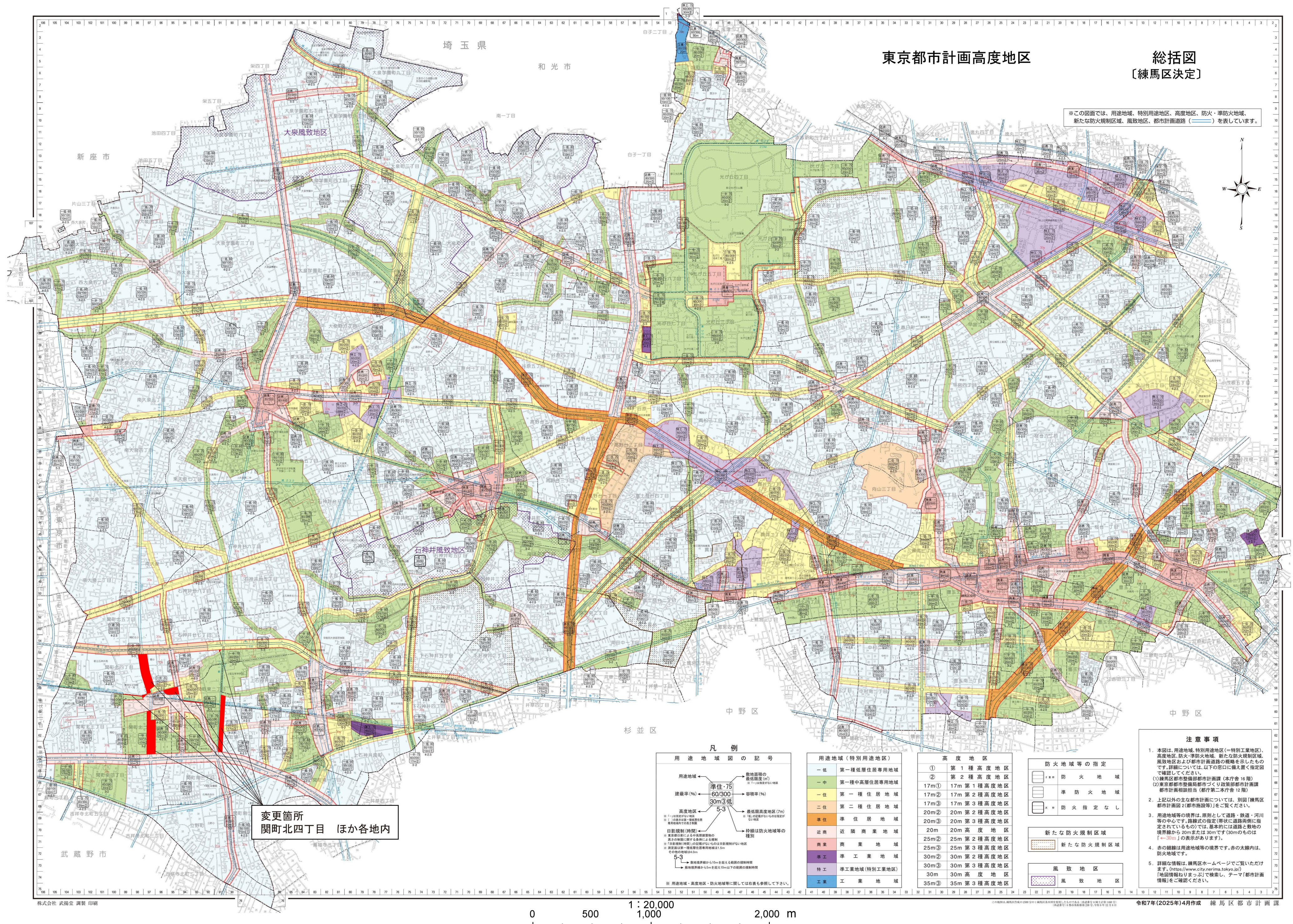




東京都計画高度地区

総括図
〔練馬区決定〕

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、
新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路（）を表しています。



変更箇所
関町北四丁目 ほか各地内

凡 例

用途地域図の記号

用途地域 → 用途地域の最低高度 (m)
建築率 (%) → 容積率 (%)
高度地区 → 最低高度地区 (7m)
日照規制 (時間) → 日照規制 (時間)
※ 1: 日照規制 (時間) の設定がない場合は日照規制がない地区
※ 2: 高度地区は第一種低層住居専用地域は1.5m
※ 3: その他の高度地区は0m
※ 4: 用途地域・高度地区・防火地域等に關しては右表も参照して下さい。

→ 用途地域・高度地区・防火地域等に關しては右表も参照して下さい。

用途地域 (特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域 (特別工業地区)
特工	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
20m①	20m 第1種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
25m①	25m 第1種高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
30m①	30m 第1種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
35m①	35m 第1種高度地区
35m②	35m 第2種高度地区

防火地域等の指定	
	防火地域
	準防火地域
	防火指定なし

新たな防火規制区域	
	新たな防火規制区域

風致地区	
	風致地区

- 注 意 事 項
- 本図は、用途地域、特別用途地区 (= 特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の略図を示したものです。詳細については、以下の窓口にご覧いただくことができます。
(1) 練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎16階)
(2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画相談担当 (都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(等)は道路両側に指定されているものではなく、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです(30mのものは「≒30m」の表示があります)。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
 - 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。 (https://www.city.nerima.jp/) 「地図情報おまかせ」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。